

東大阪大学学則

平成 15 年	4 月	1 日	制 定
平成 16・17 年	4 月	1 日	一部改正
平成 18・19・20 年	4 月	1 日	一部改正
平成 21 年	4 月	1 日	一部改正
平成 22 年	4 月	1 日	一部改正
平成 23 年	4 月	1 日	一部改正
平成 24 年	4 月	1 日	一部改正
平成 25 年	4 月	1 日	一部改正
平成 26 年	4 月	1 日	一部改正
平成 27 年	4 月	1 日	一部改正
平成 28 年	4 月	1 日	一部改正
平成 29 年	4 月	1 日	一部改正
平成 30 年	4 月	1 日	一部改正
平成 31 年	4 月	1 日	一部改正
令和 2 年	4 月	1 日	一部改正
令和 3 年	4 月	1 日	一部改正
令和 4 年	4 月	1 日	一部改正
令和 5 年	4 月	1 日	一部改正

第 1 章 総則

第 1 節 目的

(目的)

第 1 条 本学は、教育基本法並びに学校教育法の示すところに従い、村上学園建学の精神と伝統に基づき、学問を通して人間をつくる教育を目指すとともに、子どもに関する総合的な学芸を教授研究し、豊かな実践力を身につけた有為な人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての適切な項目等については、別に定める。

第 2 節 組織

(学部)

第 3 条 本学にこども学部（以下「学部」という。）を置く。

2 前項の学部を設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
こども学部	こども学科	60人	7人	360人
	国際教養こども学科	25人	3人	

(各学科の人材養成目的)

第3条の2 各学科の人材養成目的は、次のとおりとする。

[こども学科]

子どもの視点にたち、子どもに関する諸問題をその時代の社会や暮らしと関連させて追究する姿勢を有する意欲的で実践的な人材を養成し、「こども学」の学問的成果を身につけ社会の中で指導的役割を果たすことができる人材の養成を目的とする。

[国際教養こども学科]

世界の子どもの視野に子どもに関する諸問題を追究するとともに、幅広い国際教養と子どもに関する専門性を育成し、グローバルな視野でこども学を追究し、国際社会の発展に貢献できる人材の養成を目的とする。

(附置教育施設)

第4条 本学に、次の教育施設を置く。

東大阪大学附属幼稚園、東大阪大学こども研究センター

(附属図書館)

第5条 本学に、附属図書館を置く。

第3節 職員組織

(職員)

第6条 本学に、学長、副学長、事務局長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

2 本学に学長代行を置くことができる。学長代行は、学長から委嘱及び指示を受けた本学の日常業務を執行する。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(事務局)

第7条 本学に、事務局を置く。

第4節 教授会

(教授会)

第8条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、教育研究に関する重要事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(教授会の構成)

第9条 教授会は、学長、学長代行、副学長及び教授、准教授、専任講師、助教をもって構成する。

- 2 事務局長は常に出席し意見を述べることができる。
- 3 学園の理事長及び学長が必要と認めた本学の職員は会議に列席することができる。

(教授会の運営)

第10条 学長は教授会を招集し、その議長となる。

- 2 学長不在のときは、学長代行又は副学長が議長となる。
- 3 その他教授会の運営に関し、必要とする事項については別に定める。

(教授会の開催)

第11条 教授会は構成員の3分2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(教授会の審議事項)

第12条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期等)

第14条 学年を次の2学期に分ける。

- | | |
|----|------------------|
| 前期 | 4月1日から9月20日まで |
| 後期 | 9月21日から翌年3月31日まで |

- 2 前項の期間について、学長が学校運営上必要と認める場合は、年度により一部変更することがある。

(休業日)

第15条 本学における休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 開学記念日 12月19日

(4) 夏季休業日 8月1日から 9月10日まで

(5) 冬季休業日 12月22日から翌年 1月7日まで

(6) 春季休業日 3月19日から 3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

(授業期間)

第16条 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて、原則として35週にわたるものとする。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第17条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第18条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、第23条又は第24条の規定により入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第20条 本学の第1学年に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大

臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規程により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第21条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(再入学)

第23条 願いにより本学を退学した者が、退学後5カ年以内に再び本学へ入学を希望するときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長が相当年次に入学を許可することができる。

(編入学、転入学)

第24条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は中途退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 学校教育法第132条の規定により、大学に編入学することができる者

2 前項の規定による選考に合格し、かつ、次条第2項により入学の許可を受けた者の本学における修業年数は教授会の議を経て学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第25条 第22条、第23条及び前条第1項の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学金を納付するとともに、所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第26条 授業科目を分けて、教養科目、専門科目及び自由選択科目とする。

(単位計算方法)

第27条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については40時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については4単位とする。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、授業の方法に応じて出席状況及び試験等により合格を認めた者に対して所定の単位を与える。

(授業の方法)

第28条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 教授会が必要と認めた場合には、第一項の授業を、外国において履修させることができる。第一項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(他大学等、他学科における授業科目の履修等)

第29条 教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学又は他学科との協議に基づき、学生に当該他大学、短期大学又は他学科等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議に基づき60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第37条第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科

目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む）を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第29条第1項及び第30条第1項並びに第37条第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（高大連携授業科目の既修得単位の認定）

第31条の2 本学と高大連携の協定書を交わした高等学校等に在籍する生徒は、当該協定に基づき、本学が開講する授業科目のうち指定した科目（以下、高大連携授業科目という。）を履修することができる。

- 2 前項により修得した単位は、本学に入学した者についてのみ認められる。
- 3 高大連携授業科目の履修に関する規程は、別に定める。

（成績）

第32条 授業科目の試験の成績は次の5種の評語をもって表わし、C以上を合格とする。

- S・・・100点～90点
- A・・・89点～80点
- B・・・79点～70点
- C・・・69点～60点
- F・・・59点～0点

第4節 休学・復学・転学・転学科・留学・退学及び除籍

（休学）

第33条 疾病、事故その他特別の理由により3カ月以上修学することができない者は、保証人連署のうえ、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病を事由とする場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 疾病等のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き休学を要するときは特別の事由がある場合に限り、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 引き続き休学を要する場合は、その2週間前までに改めて休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第17条及び第18条に定める在学期間には算入しない。

(復学)

第35条 休学者が復学しようとするときは、復学しようとする学期の2週間前までに所定の様式により復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 復学の時期は、原則として前期又は後期の始めとする。

(転学)

第36条 本学の学生が他の大学へ転学を志願する場合は、事前に退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学科)

第36条の2 本学の学生で他の学科に転学科を志願する場合は、当該学科において選考のうえ、教授会の議を経て学長が転学科を許可するものとする。

- 2 前項の規定により転学科を許可された者の履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき学長が卒業要件単位として認めるものとする。

(留学)

第37条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第40条に定める在学期間に含めることができる。
- 3 教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学等で履修した授業科目の修得した単位については、教授会の議に基づき、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、保証人連署捺印のうえ、所定の様式により退学願に学生証を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料その他所定の費用の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第18条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第34条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

第5節 卒業、学位及び資格等

(卒業の要件等)

第40条 本学に4年以上在学し、別表Ⅰに定めるところにより、次の通り単位数を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

学 部	学 科	科目区分	必要単位数	合 計
こども学部	こども学科	教養科目	26単位	124単位以上
		専門科目	84単位	
		自由枠	14単位以上	
	国際教養こども学科	教養科目	26単位	
		専門科目	84単位	
		自由枠	14単位以上	

2 第28条の2の授業のうち、多様なメディアを高度に利用した授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

3 学長は、卒業を認定した者に対して学位記を授与する。

4 各学科において取得できる資格及び免許状等の種類は次の通りとする。

学 部	学 科	資 格 及 び 免 許 状 等 の 種 類
こども学部	こども学科	保育士証 幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 社会福祉主事任用資格 児童指導員任用資格 認定ベビーシッター資格
	国際教養こども学科	

5 保育士の資格を取得しようとする者は、第1項に規定するもののほか、児童福祉法施行令並びに同法施行規則に規定する修業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

なお、指定保育士養成施設としての定員は、60人とする。

6 幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、第1項に規定するもののほか、教育職員免許法並びに同法施行規則に規定する科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

7 保育士証、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、社会福祉主事任用資格、児童指導員任用資格、認定ベビーシッター資格の取得に関する規定は、関係法令等に基づき別に定める。

(登録の上限)

第40条の2 履修科目の登録の上限は自由選択科目を除き年間36単位とする。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、上限を超えて履修科目の登録をすることができる。

(学位)

第41条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士（こども学）の学位を授与する。

第6節 賞罰

(表彰)

第42条 学生として他の模範となる者に対し、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第43条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 厚生施設

(厚生施設)

第44条 本学に厚生施設として学生寮、保健室及び食堂等を置く。

2 前項の運営に関し必要な事項については、別に定める。

第8節 科目等履修生

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修及び単位の修得を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第28条及び第32条の規定を準用して、履修した授業科目の単位を与えることができる。

3 科目等履修生の選考料、履修料は別表Ⅱに定める通りとする。

4 その他科目等履修生に関する必要事項は、別に定める。

第9節 入学検定料、入学金、授業料等及び寮費等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第46条 入学検定料、入学金及び授業料等の額は、別表Ⅱに定める通りとする。

(授業料等、寮費等の納付)

第47条 授業料等は、毎年前期、後期の2回に分け、毎学期始めまでに納付しなければならない。

2 休学者の在籍料は、学期ごとに3万円とする。

(延納)

第48条 特別の事情により前条の期日までに授業料等の全額又は一部を納付できない者は、保証人連署捺印のうえ、延納許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(入学金等の免除)

第49条 東大阪大学短期大学部を卒業し本学へ編入学する者及び第23条に規定する再入学者の入学金については、免除することができる。

(納付した授業料等)

第50条 納付した入学検定料、入学金、授業料等及び寮費等は、法令等に明記された特別の事由を除くほか返還しない。

第10節 公開講座

(公開講座)

第51条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第3章 改正等

(改正等)

第52条 本学則の改正は、第12条第1項第3号に基づいて行うものとする。

2 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、平成15年度入学生については従前のものを適用する。

附 則

本学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、平成18年度以前の入学生については従前のものを適用する。

なお、中国語Ⅲ・中国語Ⅳの科目追加、こどもと器楽Ⅲ・教職総合演習の科目名称変更、初等教育実習事前事後指導(幼)・初等教育実習(幼)Ⅰ・初等教育実習(幼)Ⅱ・初等教育実習事前事後指導(小)・初等教育実習(小)の科目名称変更及び科目追加については在學生にも適用する。

附 則

本学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、平成19年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

本学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度以前の入学生については従前のものを適用する。

なお、セミナーⅠ・セミナーⅡ・卒業研究Ⅰ・卒業研究Ⅱ・卒業論文の科目名称変更及びインターンシップ実習の科目追加については在學生にも適用する。

附 則

本学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、日本語Ⅰ・日本語Ⅱの履修方法変更及び教職実践演習(幼・小)の科目名称変更については、平成22年度入学生より適用する。

附 則

本学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、平成22年度以前の入学生については従前のものを適用する。

なお、環境デザイン入門、アジアの社会、アジアの自然、園芸学、韓国語Ⅰ、韓国語Ⅱ、韓国語Ⅲ、韓国語Ⅳ、タイ語Ⅰ、タイ語Ⅱ、タイ語Ⅲ、タイ語Ⅳ、こどもと器楽Ⅳ、アジアこども学、アジアのこどもの遊び、民俗学、アジアの食生活、こどもとデザイン、こども関係法とビジネス、ビジネスプレゼンテーション、NPO・NGOと市民ネットワークの科目追加については在學生にも適用する。

附 則

本学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度以前の入学生については従前のものを適用する。

なお、転学科、休学生の在籍料については在學生にも適用する。

附 則

本学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 25 年度以前の入学生については従前のものを適用する。

なお、在宅保育の科目追加、第 40 条第 3 項認定ベビーシッター資格及びビジネス実務士[®]資格の取得については在学生にも適用する。

附 則

本学則の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、実習基礎セミナーⅠ・Ⅱについては 1 年次にのみ適用する。

附 則

本学則の改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 30 年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

本学則の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 2 年度以前の入学生については従前のものを適用する。

なお、第 28 条の 2 及び第 40 条第 2 項については在学生にも適用する。

プログラミング演習・国際社会概論・世界の自然・初級中国語Ⅰ・初級中国語Ⅱ・中級中国語Ⅰ・中級中国語Ⅱ・初級韓国語Ⅰ・初級韓国語Ⅱ・中級韓国語Ⅰ・中級韓国語Ⅱ・国際ビジネス表現Ⅰ・国際ビジネス表現Ⅱ・上級英語・キャリア形成とインターンシップⅠa, Ⅰb, Ⅱa, Ⅱb の科目名称変更及びインターンシップ実習（国内外）の科目追加については在学生にも適用する。

附 則

本学則の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 3 年度以前の入学生については従前のものを適用する。

附 則

本学則の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 4 年度以前の入学生については従前のものを適用する。

別表Ⅰ

(１) 共通科目 (教養科目)

授 業 科 目 の 名 称		単 位 数		備 考
		必修	選択	
教 養	環境倫理		2	
	日本のことばと文学		2	
	美術概論		2	
	音楽概論		2	
	環境デザイン入門		2	
	日本国憲法		2	
	社会と人権		2	含・人権問題
	心理学概論		2	
	情報処理論		2	含・情報機器の操作
	プログラミング演習		2	
	脳と心		2	
	国際社会概論		2	
	身の回りの物質		2	
	生命と細胞		2	
	光と色		2	
	世界の自然		2	
科 目	水と環境		2	
	日本概論		2	留学生のみ受講可
	日本文化論		2	留学生のみ受講可
	異文化コミュニケーション論		2	
	日本のことばと文学【留学生】		2	留学生のみ受講可
	日本研究入門		2	留学生のみ受講可
	日本語学入門		2	留学生のみ受講可
	日本芸術入門		2	留学生のみ受講可
	基礎専門英語Ⅰ		1	
	基礎専門英語Ⅱ		1	
	基礎専門英語Ⅲ		1	
	基礎専門英語Ⅳ		1	
	オーラルコミュニケーション英語Ⅰ		1	
	オーラルコミュニケーション英語Ⅱ		1	
	オーラルコミュニケーション英語Ⅲ		1	
	オーラルコミュニケーション英語Ⅳ		1	
目	英書購読A		1	
	英書購読B		1	
	初級中国語Ⅰ		1	
	初級中国語Ⅱ		1	
	中級中国語Ⅰ		1	
	中級中国語Ⅱ		1	
	初級韓国語Ⅰ		1	
	初級韓国語Ⅱ		1	
	中級韓国語Ⅰ		1	
	中級韓国語Ⅱ		1	
	日本語Ⅰ a b		2	留学生のみ受講可
	日本語Ⅱ a b		2	留学生のみ受講可
	日本語Ⅲ a b		2	留学生のみ受講可

	日本語Ⅳ a b		2	留学生のみ受講可
	スポーツと健康Ⅰ		1	講義・実技
授 業 科 目 の 名 称		単 位 数		備 考
		必修	選択	
	スポーツと健康Ⅱ		1	講義・実技

(2) こども学科 専門科目

授 業 科 目 の 名 称		単 位 数		備 考
		必修	選択	
専	大学で学ぶⅠ	1		
	大学で学ぶⅡ	1		
	キャリアを考えるⅠ	1		
	キャリアを考えるⅡ	1		
	セミナーⅠ	1		
	セミナーⅡ	1		
	卒業研究Ⅰ	2		
	卒業研究Ⅱ	2		
	卒業論文	4		含・卒業制作・卒業演奏
	こども学Ⅰ	2		
門	実習基礎セミナーⅠ		2	
	実習基礎セミナーⅡ		2	
	こども学Ⅱ		2	
	こどもとおとな		2	人間学Ⅰ
	こども家庭福祉		2	
	こどもと社会		2	社会学
	こどもと家庭		2	家族関係論
	育児支援		2	演習
	ソーシャルサポート		2	
	こどもと玩具		2	
科	コミュニケーション論		2	
	こどもの保健		2	
	こどもの健康と安全		1	演習
	こどもの食と栄養Ⅰ		2	演習
	こどもの食と栄養Ⅱ		1	演習
	こどもと医学		3	小児期及び思春期
	こどもと衣服		2	
	こどもと住まい		2	
	健康活動		2	
	人間関係		2	
目	環境		2	
	言語表現法		2	
	こどもと英語		2	
	こどもと文学		2	
	色彩学		2	
	保育内容の理解と方法Ⅰ		2	演習
	保育内容の理解と方法Ⅱ		2	演習
	こどもと器楽Ⅰ		1	音楽Ⅰ
	こどもと器楽Ⅱ		1	音楽Ⅱ
	こどもと器楽Ⅲ		1	音楽Ⅲ

	こどもと器楽Ⅳ		1	音楽Ⅳ
	こどものうた		1	音楽Ⅴ
授 業 科 目 の 名 称		単 位 数		備 考
		必修	選択	
専 門 科 目	こどもと造形Ⅰ		1	
	こどもと造形Ⅱ		1	
	国際こども学		2	
	短期語学留学Ⅰ		2	
	短期語学留学Ⅱ		2	
	国際ビジネス表現Ⅰ		2	
	国際時事社会Ⅰ		2	
	国際時事社会Ⅱ		2	
	国際社会研究		2	
	日本語学		2	留学生のみ受講可
	日本芸術		2	留学生のみ受講可
	商業作文Ⅰ		2	留学生のみ受講可
	商業作文Ⅱ		2	留学生のみ受講可
	プレゼンテーションⅠ		2	留学生のみ受講可
	プレゼンテーションⅡ		2	留学生のみ受講可
	国際文化研究		2	
	世界の中の日本【留学生】		2	留学生のみ受講可
	リテラシー教育		2	
	書写Ⅰ		2	講義・演習
	スポーツ解剖生理学		2	
	スポーツ栄養学		2	
	教職論		2	
	教育原理		2	
	保育原理		2	
	教育心理学		2	
	特別支援教育		2	演習
	教育課程総論(小)		2	
	教育課程総論		2	
	保育内容総論		1	演習
	教育方法論(小)		2	
	教育方法論(幼)		2	含・情報機器及び教材の活用
	教職実践演習(幼・小)		2	演習
	保育実践演習		2	演習
	教育社会論		2	含・教育行政
	こども家庭支援の心理学		2	
	こどもの発達と心のケア		3	乳幼児期から青年期
	臨床心理学		2	乳幼児期から青年期
	幼児理解(教育相談含む。)		2	演習
	こどもと健康		2	
	こどもと人間関係		2	
	こどもと環境		2	
	こどもと言葉		2	
	こどもと表現(音楽)		2	
	こどもと表現(造形)		1	
	こどもと表現(リズム)		1	
	在宅保育		2	
	児童文化研究		2	演習
	社会福祉		2	

	子育て支援		1	演習
	こども家庭福祉Ⅱ		2	
授 業 科 目 の 名 称		単 位 数		備 考
		必修	選択	
専 門	こども家庭支援論		2	
	社会的養護Ⅰ		2	
	乳児の保育Ⅰ		2	
	乳児の保育Ⅱ		1	演習
	社会的養護Ⅱ		2	演習
	国際こども学研修		2	
	こどもと遊び		2	
	こどもの権利		2	
	国際ビジネス表現Ⅱ		2	
	こどもと安全		2	
	国際こども文化研究		2	
	女性と男性		2	
	生活文化論		2	
	老人福祉と障害児福祉		2	
	地域社会論		2	
	家庭教育		2	
	グローバル教育		2	
	生涯教育論		2	
	社会教育演習		2	
	ボランティア活動演習		2	
科 目	レクリエーション演習		2	
	ソーシャルワーク演習		2	
	こども相談演習		2	
	子育て支援演習		2	
	こども学フィールドワーク		4	
	子育て実践観察研究		4	
	インターンシップ実習（国内外）		2	
	国際民俗学入門		2	
	世界の食生活		2	
	こどもとデザイン		2	
	こども関係法とビジネス		2	
	NPO・NGOと市民ネットワーク		2	
	キャリア形成とインターンシップⅠa		2	
	キャリア形成とインターンシップⅠb		2	
	キャリア形成とインターンシップⅡa		2	
	キャリア形成とインターンシップⅡb		2	
	世界のこどもの遊び		2	
	書写Ⅱ		2	講義・演習
	上級英語		1	
	上級中国語Ⅰ		1	
	上級中国語Ⅱ		1	
	上級韓国語Ⅰ		1	
	上級韓国語Ⅱ		1	
	国際文化交流論		2	
	国際言語交流論		2	
	世界の教育事情		2	
	多文化共生概論		2	
	比較文化論		2	

(3) こども学科 自由選択科目

授 業 科 目 の 名 称		単 位 数		備 考
		必修	選択	
自由選択科目	国語		2	
	社会		2	
	算数		2	
	理科		2	
	生活		2	
	音楽		2	
	図画工作		2	
	家庭		2	
	体育		2	
	小学校英語		2	
	保育指導法		2	
	国語科指導法		2	
	社会科指導法		2	
	算数科指導法		2	
	理科指導法		2	
	生活科指導法		2	
	音楽科指導法		2	
	図画工作科指導法		2	
	家庭科指導法		2	
	体育科指導法		2	
	英語指導法		2	
	道徳教育の理論と方法		2	
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2	
	生徒指導（進路指導含む。）		2	
	教育相談		2	
	初等教育実習(幼)Ⅰ事前事後指導		1	
	初等教育実習(幼)Ⅰ		1	
	初等教育実習(幼)Ⅱ事前事後指導		1	
	初等教育実習(幼)Ⅱ		3	
	初等教育実習事前事後指導(小)		1	
	初等教育実習(小)		4	
	情報通信技術と教育		1	
	保育実習指導Ⅰ		2	
	保育実習		4	
	保育実習指導Ⅱ		1	
	保育実習指導Ⅲ		1	
	保育実習Ⅱ		2	
	保育実習Ⅲ		2	

(4) 国際教養こども学科 専門科目

授 業 科 目 の 名 称		単 位 数		備 考
		必修	選択	
専 門	大学で学ぶⅠ	1		留学生以外必修科目
	大学で学ぶⅡ	1		留学生以外必修科目
	キャリアを考えるⅠ	1		留学生以外必修科目
	キャリアを考えるⅡ	1		留学生以外必修科目
	大学で学ぶⅠ【留学生】	1		留学生必修科目
	大学で学ぶⅡ【留学生】	1		留学生必修科目
	キャリアを考えるⅠ【留学生】	1		留学生必修科目
	キャリアを考えるⅡ【留学生】	1		留学生必修科目
	セミナーⅠ	1		
	セミナーⅡ	1		
	卒業研究Ⅰ	2		
	卒業研究Ⅱ	2		
	卒業論文	4		
	こども学Ⅰ	2		
	国際教養こども学研修	2		
	国際ビジネス入門	2		
	国際こども学	2		
	経営のしくみと戦略	2		
	世界の政治・経済と宗教	2		
科 目	基礎セミナーⅠ		2	
	基礎セミナーⅡ		2	
	基礎セミナーⅢ		2	
	基礎セミナーⅣ		2	
	こども学Ⅱ		2	
	こどもとおとな		2	人間学Ⅰ
	こども家庭福祉		2	
	こどもと社会		2	社会学
	こどもと家庭		2	家族関係論
	こどもと玩具		2	
	こどもと医学		3	小児期及び思春期
	児童文化研究		2	演習
	こどもの保健		2	
	コミュニケーション論		2	
	世界の中の日本		2	
	世界のこども産業論		2	
	こども製品開発とビジネス		2	
	カラーコーディネート演習		2	
	流通政策論		2	
	現代社会とマスコミュニケーション		2	
目	地域社会と中小企業		2	
	情報とコンプライアンス		2	
	マルチメディア演習		2	

	食品安全論		2	
授 業 科 目 の 名 称		単 位 数		備 考
		必修	選択	
専 門 科 目	組織活動と環境問題		2	
	国際協力とボランティア		2	
	ライフスタイル論		2	
	国際民俗学入門		2	
	短期語学留学Ⅰ		2	
	短期語学留学Ⅱ		2	
	国際ビジネス表現Ⅰ		2	
	国際時事社会Ⅰ		2	
	国際時事社会Ⅱ		2	
	国際社会研究		2	
	日本語学		2	留学生のみ受講可
	日本芸術		2	留学生のみ受講可
	商業作文Ⅰ		2	留学生のみ受講可
	商業作文Ⅱ		2	留学生のみ受講可
	プレゼンテーションⅠ		2	留学生のみ受講可
	プレゼンテーションⅡ		2	留学生のみ受講可
	国際文化研究		2	
	世界の中の日本【留学生】		2	留学生のみ受講可
	こどもの権利		2	
	国際ビジネス表現Ⅱ		2	
	国際こども文化研究		2	
	地域社会論		2	
	グローバル教育		2	
	生涯教育論		2	
	ボランティア活動演習		2	
	レクリエーション演習		2	
	こども相談演習		2	
	こども学フィールドワーク		4	
	子育て実践観察研究		4	
	インターンシップ実習（国内外）		2	
	世界遺産		2	
	世界の食生活		2	
	こどもとデザイン		2	
	国際協力演習		2	
	ビジネス実務		2	
	国際平和論		2	
	日本企業と国際社会		2	
	こども関係法とビジネス		2	
	国際交流活動（含・短期留学）		2	
	NPO・NGOと市民ネットワーク		2	
	消費者問題論		2	
	マーケティング論		2	
	少子高齢化と国際社会		2	
	キャリア形成論Ⅰ		1	

	キャリア形成論Ⅱ		1	
授 業 科 目 の 名 称		単 位 数		備 考
		必修	選択	
専 門 科 目	社会人の基礎Ⅰ		1	
	社会人の基礎Ⅱ		1	
	世界のこどもの遊び		2	
	上級英語		1	
	上級中国語Ⅰ		1	
	上級中国語Ⅱ		1	
	上級韓国語Ⅰ		1	
	上級韓国語Ⅱ		1	
	国際文化交流論		2	
	国際言語交流論		2	
	世界の教育事情		2	
	多文化共生概論		2	
	比較文化論		2	

別表Ⅱ

(1) こども学科

(i) 入学検定料・入学金・授業料等

項目	検定料	入学金	施設設備費	授業料	実験実習料
金額	30,000 円	280,000 円 (入学時)	180,000 円 (1 年次)	930,000 円 (年 額)	80,000 円 (1・2・3 年次)

※センター試験利用入試の検定料は、10,000 円。

(ii) 編入学生に対する入学検定料・入学金・授業料等

項目	検定料	入学金	施設設備費	授業料	実験実習料
金額	30,000 円	140,000 円 (編入時)	90,000 円 (編入時)	930,000 円 (年 額)	105,000 円 (編入時)

(iii) 科目等履修生選考料・履修料

項目	選考料	履修料
金額	5,000 円	1 単位 20,000 円

※選考料は、学期ごとに徴収する。

(2) 国際教養こども学科

(i) 入学検定料・入学金・授業料等

項目	検定料	入学金	施設設備費	授業料	実験実習料
金額	30,000 円	280,000 円 (入学時)	180,000 円 (1 年次)	930,000 円 (年 額)	80,000 円 (1 年次後期・ 2 年次前・後期)

※センター試験利用入試の検定料は、10,000 円。

(ii) 編入学生に対する入学検定料・入学金・授業料等

項目	検定料	入学金	施設設備費	授業料	実験実習料
金額	30,000 円	140,000 円 (編入時)	90,000 円 (編入時)	930,000 円 (年 額)	80,000 円 (3 年次後期・ 4 年次前・後期)

(iii) 科目等履修生選考料・履修料

項目	選考料	履修料
金額	5,000 円	1 単位 20,000 円

※選考料は、学期ごとに徴収する。